　鳥取砂丘こどもの国WEBサイト広告掲載取扱要領

（目的）

1. この要領は、鳥取県広告事業実施要綱（平成19年２月16日付第200600171610号総務部長通知。以下「要綱」という。）第３条及び第５条に基づき、鳥取砂丘こどもの国（以下「こどもの国」という。）のWEＢサイト（以下「こどもの国ＷＥＢサイト」という。）に掲載する広告の取り扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

（広告の範囲）

1. 広告を募集する対象は、鳥取県の子育て、観光、地域振興等に関連するWEBサイト又はこどもの国と取引、協力関係にある者のWEBサイト等とする。

　　２　前項の広告及びその広告主が指定したリンク先のホームページの内容は、広告主のものでなければならない。

　　３　第１項及び第２項に関わらず、広告及びその広告主が指定したリンク先のホームページの内容が次の各号のいずれかに該当する場合は、その広告は掲載しない。

1. 政治性又は宗教性のあるもの
2. 社会問題についての主義・主張
3. 誇大又は虚偽のおそれのあるもの
4. 公序良俗に反するおそれのあるもの
5. 第三者をひぼう、中傷又は排斥するもの
6. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に基づく風俗営業及び風俗営業に類似した業種に関するもの
7. 第三者の著作権、財産権、プライバシー等を侵害するおそれのあるもの
8. 法令、規則等に反するもの
9. その他掲載する広告として適当でないとこどもの国が認めるもの

（広告の種類及び掲載位置等）

1. 広告はバナー広告とし、広告を掲載する位置、枠数等はこどもの国が別に指定する。

　　２　当該広告の内容及びデザイン等が次のいずれかに該当するときは、掲載しない。

1. 閲覧者の意思に反した動きをしたり、誤解を与えたりする恐れがあるもの

例）「閉じる」、「キャンセル」等の表現、ラジオボタン等

　　　　（２）閲覧者に不快感を与える恐れがあるもの

　　　　　　　例）コントラスト（明度差）の強い画像、GIFアニメーション等

　　　　（３）実際には機能しないもの

　　　　　　　例）選択肢があるかのように誤解するプルダウンメニュー等

　 　　（４）こどもの国又は鳥取県の情報と誤解する恐れのある表現

　　　　（５）配色又はデザイン等がこどもの国WEBサイトとの調和を著しく欠くもの

（広告の規格）

1. 広告の規格については、次のとおりとする。
2. 大きさ　縦６２ピクセル、横２００ピクセル
3. 形式　　JPG、GIF（アニメ及び透過不可）又はPNG（透過及び半透明不

　　　　可）の静止画像

1. 容量　　１０ｋｂ以下

（広告掲載の申し込み）

1. こどもの国ＷＥＢサイトへの広告掲載希望者は、様式第１号により、こどもの国に掲載を申し込むものとする。

（広告掲載の作成及び提出）

1. 広告主は、広告原稿を第４条の規定に基づき作成し、広告の掲載を開始する日（以下「掲載開始日」という。）から起算して１０日前の日まででこどもの国が指定した日までに、こどもの国が指定した場所に提出するものとする。

　　２　前項の規定により作成する広告原稿に関する経費は、広告主が負担するものとする。

（広告掲載料）

1. 広告の掲載料は、こどもの国が別に定める。

　　２　広告主は、広告掲載料を、こどもの国が指定する期日までに一括前納するものとする。

（広告掲載の取り消し）

1. こどもの国は、次のいずれかに該当する場合には、広告の掲載を取り消すことができる。
2. 第６条第１項の規定により定めた日までに広告原稿が提出されないとき
3. 提出された原稿及びＷＥＢサイトが、第２条及び第４条の規定に反するとき
4. 第７条の規定に定めた日までに広告掲載料が納付されないとき

（広告掲載の取り下げ）

1. 広告主は、自己の都合により、広告掲載を取り下げることができる。

　　２　広告主は、前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、書面によりこどもの国に申し出なければならない。

　　３　第１項の規定により広告掲載を取り下げた場合は、納付済の広告掲載料は返還しない。

（広告掲載料の返還）

1. 広告主の責に帰さない理由により、広告の掲載期間において当該広告を掲載し

　なかったときは、掲載しなかった日数に応じて、日割り計算（１円未満切り捨て）

により算出した金額を広告主に返還する。ただし、当該広告を掲載しなかった期

間が１ケ月単位につき２日未満の場合は、返還しないものとする。

　 　２　前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる理由により、こどもの国がこどもの国WEBサイトの運営を一時停止した場合は、その広告掲載料を返還しないものとする。ただし、一時停止の期間が３日を超える場合は、前項の規定に準じて広告掲載料を返還する。

1. 機器等の保守又は工事を行う場合
2. 天災、事変その他の非常事態が発生した場合

　 ３　前２項の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

（広告の変更）

第１１条　広告主は、広告の掲載期間が複数月にわたる場合は、１月単位で当該広告の内容を変更することができる。

　　　２　第６条の規定は、前項の規定により広告を変更しようとする場合について準用する。

（リンク先の変更）

第１２条　広告主は、広告のリンク先を変更するときは、変更しようとする日から起算して10日前までに、こどもの国と協議を行うものとする。

（広告の掲載期間）

第１３条　こどもの国ＷＥＢサイトにおいて広告を掲載する期間は月を単位とし、12か月以内とする。なお、年度ごとの申込による継続掲載も可能とするが、掲載期間は令和１１年３月３１日を超えてはならない。

　　　２　広告を掲載する開始日は、原則として当該広告を掲載する月の第１日とし、広告を掲載する終了日は、原則として当該広告を掲載する月の最終日とする。

　　　３　広告主が希望する場合には、月の途中からの掲載も可能とし、別に定める広告掲載料については、日割り計算とする。

（広告掲載の決定）

第１４条　こどもの国は、第５条の規定により申込があった場合は、第２条及び第４条の規定に基づき審査し、広告掲載の可否を決定する。

　　　２　こどもの国は、申込のあった各月ごとに先着順に広告掲載を決定するものとする。なお、残りの枠数を超える申し込みが同日になされた場合は、次の順位により決定するものとする。

1. 本県の子育て支援の充実、観光振興、地域振興等に寄与すると認められる公益性の度合い
2. こどもの国との取引、協力関係の度合い
3. 申込月数

　　　３　前項の規定により申込者の順位の優劣を判断することができないときは、抽選により決定する。

（広告主の責務）

第１５条　広告主は、広告及び広告主が指定したリンク先のホームページの内容その他広告掲載に関するすべての事項について、一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

　　　２　広告主は、広告の掲載により、第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない

（協議）

第１６条　この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、こどもの国と広告主双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

（裁判管轄）

第１７条　この要領に定める広告掲載に関する訴訟は、鳥取地方裁判所に提訴するものとする。

（その他）

第１８条　この要領に定めるもののほか、広告の取り扱いに関して必要な事項は、こどもの国が別に定める。

　　附則

　この要領は令和７年５月２７日から施行する。

（様式第１号）

　　　　　　　　　鳥取砂丘こどもの国ＷＥＢサイト広告掲載申込書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

鳥取砂丘こどもの国　御中

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　申込者　　団体名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者

　鳥取砂丘こどもの国ＷＥＢサイトにバナー広告を掲載したいので、「鳥取砂丘こどもの国

WEBサイト広告掲載取扱要領」を了承の上、下記のとおり申し込みます。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　記

１　掲載名

1. 掲載名
2. リンクＵＲＬ

２　掲載希望期間

　　　　　年　　月　　日　　　　～　　　年　　月　　日

３　掲載希望内容

　　１枠　１０，０００円（税込）　　×　　　　ケ月　　＝　　　　　　　円（税込）

４　連絡先

　団体・企業名

　部署名

　担当者　職名

　担当者　氏名（ふりがな）

　所在地（請求書送付先）

　〒

電話番号

ＦＡＸ番号

Ｅ－ｍａｉｌ